

独立行政法人造幣局の令和5年度評価結果の反映状況

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の4の規定に基づく評価結果の事業計画並びに業務運営の改善への反映状況は以下のとおり。

評価項目	令和5年度評価における課題、改善事項	令和6年度業務運営の改善への反映状況	令和7年度事業計画への反映状況
<p>その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>・労働組合に関連する活動に関するルールの確立と遵守に向けて、研修等を通じて国家公務員法上の職務専念義務に関する認識の徹底を図る必要がある。また、一般職職員と技能職職員との間の意思疎通の不全を解消し、コミュニケーションを円滑化させる取組を実施する必要がある。</p>	<p>Ⅶ-1-(2) コンプライアンスの確保</p> <p>○コンプライアンス研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部専門家に依頼して「コンプライアンス違反事例から学ぶ、個々人が心がけるべきこと」と題した研修を集合形式及びイントラ配信等により全職員に対して実施した。 コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行うため、各種の階層別研修（新規採用職員研修、係長・課長補佐・課長研修、技能長・作業長研修、非常勤職員等）において、造幣局コンプライアンス・マニュアルを活用したコンプライアンス研修を実施した。 新規採用職員に対しては、新規採用職員研修に加えて、新規採用職員フォローアップ研修において、公務員等の不祥事案を含めた内容のコンプライアンス研修も実施した。 <p>○勤務時間中に実施可能な労働組合活動の明確化等</p> <p>令和6年6月に第三者委員会の調査により、職員による職務専念義務違反の活動があったと認定されたことを受け、勤務時間中に実施可能な労働組合活動の範囲の明確化等に引き続き取り組んだ。</p>	<p>Ⅶ. 1. (2) コンプライアンスの確保</p> <p>職員に対するコンプライアンスに関する各種研修の実施や、各職場・役職員間でコンプライアンスに関する意見交換・共有の機会を設けること等の活動を通じて、役職員のコンプライアンスに対する意識の向上・醸成を図るとともに、社会経験の少ない若年層職員に対してはその意識の徹底を図ることにより、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組めます。また、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させないよう取り組むとともに、発生時には的確な対応を行います。</p> <p>さらに、法人文書管理に関するコンプライアンスの確保のため、電子決裁システムの適切な運用とともに、法人文書管理についての意識の向上・醸成に取り組めます。</p> <p>加えて、職員による職務専念義務違反の事案を踏まえ、勤務時間中に実施可能な労働組合活動の範囲の明確化等に引き続き取り組めます。</p>

評価項目	令和5年度評価における課題、改善事項	令和6年度業務運営の改善への反映状況	令和7年度事業計画への反映状況
		<p>Ⅶ－５－（３）職務意識の向上・組織の活性化</p> <p>職員による職務専念義務違反の事案を踏まえ、風通しの良い職場環境の構築に向けて、以下の取組を実施した。また、これらの取組を通じて得られた意見等を踏まえ、令和7年度の更なる取組を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①管理部門と作業現場の間の情報共有や意思疎通の円滑化を図るため、幹部と製造現場責任者による意見交換会を定期的で開催した。 ②上記の情報共有や意思疎通の一層の充実に向け、技能職職員のトップである技能監の役割がより重要になることから、技能監を支援する技能監補を本支局に配置した。 ③技能職職員から意見・アイデアを聴取することを目的としてグループヒアリングを実施した。 ④パソコンを個人供与されていない現場職員への情報共有状況を改善するため、共有パソコンにデジタルサイネージ機能を導入した。 	<p>Ⅶ. 5.（３）職務意識の向上・組織の活性化</p> <p>役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が造幣局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進めます。</p> <p>また、職員による職務専念義務違反の事案を踏まえ、風通しの良い職場環境の構築に引き続き取り組みます。</p>